

## 法定相続情報証明制度、便利です！

相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」というものがあります。

### 法定相続情報証明制度とは

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認したうえで、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用すれば、不動産の相続登記、被相続人名義の預貯金の払戻し、相続税の申告などの各種相続手続きで戸籍謄本等の提出を省略できます。一度戸籍謄本等の必要書類を提出すれば、何度も戸籍謄本等を集める必要がなくなります。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なるので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。一部の銀行では法定相続情報証明制度に対応していないようです。

### 法定相続情報証明制度のメリット

- ① **手数料が無料**です。また、戸籍謄本等を申請する際の行政手数料（1通300円～750円）も節約できます。
- ② 再交付の申し出を行えば**5年間何度でも再発行可能**です。
- ③ 複数の銀行で預金の解約などの相続手続きを行う場合、「法定相続情報一覧図の写し」を必要な枚数用意すれば、今までのように戸籍謄本一式の返却を待って次の銀行へ提出する必要がなくなり、**複数の相続手続きを同時に進めることが可能**となります。

### 法定相続情報証明制度の手続き

#### ステップ1 必要書類を集める

- ① 被相続人の戸籍関係書類（出生から亡くなるまで連続した戸籍謄本および除籍謄本）
- ② 被相続人の住民票の除票
- ③ 相続人全員の現在の戸籍謄本（被相続人が死亡した日以後の証明日のもの）
- ④ 申出人（相続人の代表）の氏名・住所を確認することができる書類  
◆運転免許証の表裏両面のコピー、マイナンバーカードの表面のコピー など

※法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合、委任による代理人が申出の手続きをする場合などは、ほかに必要となる書類があります。

#### ステップ2 「法定相続情報一覧図」を作成する（一覧図の様式は法務局ホームページに掲載されています）

被相続人および戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成する。

#### ステップ3 法務局へ提出する（申出書の様式は法務局ホームページに掲載されています）

申出書に必要事項を記入し、ステップ1で用意した書類、ステップ2で作成した法定相続情報一覧図と合わせて申出をする。

申出をする法務局は、以下の地を管轄する法務局のいずれかを選択することが可能です。

- (1) 被相続人の死亡時の本籍地
- (2) 被相続人の最後の住所地
- (3) 申出人の住所地
- (4) 被相続人名義の不動産の所在地

なお、申出や一覧図の写しの交付（戸籍除籍謄抄本の返却を含む）は、郵送によることも可能です。

※申出をすることができるのは被相続人の相続人です。委任による代理人には、親族のほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士および行政書士がなることができます。

2024年4月からは不動産の相続登記の義務化がスタートする予定です。

この制度を利用すれば戸籍謄本などの書類収集の負担が減少しますので、まだ不動産の相続登記を行っていない方は本制度をご活用下さい。